



軽自動車税領収証書の記載誤りについて

令和元年6月7日に軽自動車税を口座振替で納付している納税者の方へ「軽自動車税領収証書兼軽自動車税納税証明書」を発送しましたが、平成31年度分を発送するべきところを誤って平成25年度分の内容で発送していることが判明いたしました。

市民の皆様に深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 経緯及び原因

(1) 経緯

- 平成31年4月1日

市は、委託業者へ「軽自動車税領収証書兼軽自動車税納税証明書」の作成を依頼。

- 令和元年6月6日

委託業者による「軽自動車税領収証書兼軽自動車税納税証明書」の印刷データ作成が完了し、市は、平成31年度分の印刷データ記載内容を確認。

- 令和元年6月7日

「軽自動車税領収証書兼軽自動車税納税証明書」の成果品（圧着はがき）が納品され547件を発送。

- 令和元年6月10日

納税者の方から問合せがあり、調査したところ平成25年度分の内容で記載されていることが判明。

(2) 原因

「軽自動車税領収証書兼軽自動車税納税証明書」の通知書（圧着はがき）については、我孫子市が委託業者へ作成を依頼しています。印刷データは、平成31年度で作成されていましたが、委託業者が印刷業者へ印刷データを送る際に誤って、古いデータ（平成25年度分）を送って印刷してしまったことが原因です。

2 対応と再発防止策

(1) 対応

誤って発送した納税者の方へ、謝罪文書及び平成31年度「軽自動車税領収証書兼軽自動車税納税証明書」を6月12日に発送しました。

(2) 再発防止策

- ・ 受託者側における印刷業者へのデータを送付する際のチェック機能強化を強く申し入れます。
- ・ 成果品の納品時には、未圧着のはがきを数枚提出させ記載内容や件数を複数の担当で確認します。

【問い合わせ】

我孫子市企画財政部 収税課

収税課長 関口 課長補佐 成嶋

☎ 04-7185-1111 (内線340)